

上智大学研究成果公開の指針

令和元年 9 月 27 日 図書館委員会承認

(趣旨)

1. 上智大学（以下「本学」という。）は、本学の学部、大学院並びに本学学則第 6 条に定める研究機構、センターその他の付属教育研究機関に所属する本学の構成員（以下、「本学の構成員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等（以下「出版者」という。）が発行する学術雑誌（図書などを除く）に掲載された、本学の構成員の研究成果（以下「研究成果」という。）を広く公開することを推奨する。

本学は、研究成果の学内外からの自由な閲覧を保証することにより、研究成果の社会への積極的な還元を努めるとともに、学術研究のさらなる発展に寄与するために、本指針を定める。

(研究成果の公開と例外)

2. 本学は、研究成果を、原則として上智大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。その際、著作権は本学には移転しない。

ただし、著作権等やむをえない理由により、リポジトリによる公開が不適切である場合は、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及と例外)

3. 本指針の策定以前に出版された研究成果及び本指針策定以前に本指針と相反する契約を締結した研究成果は、本指針の適用を必須としない。

ただし、公開の申し出があるなど、特段の事情がある場合はこの限りでない。

(リポジトリへの登録、公開)

4. リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、上智大学学術情報リポジトリ運用規程（平成 22 年 4 月制定）により取り扱う。

(その他)

5. 本指針に定めるもののほか、研究成果の公開に関し必要な事項は、関係者間で協議して決める。

附則 本指針は、令和元年 9 月 30 日から適用する。